

「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」
による融資利用に係る工事請負代債権の譲渡承諾について

市発注工事について、平成22年1月4日より国土交通省が拡充・創設した「下請セーフティネット保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」が利用できるよう、工事請負代金債権の譲渡承諾について、次のとおり運用しております。

1 制度の概要

(1) 下請セーフティネット債務保証事業

市発注工事を受注・施行している中小・中堅建設企業が、市に対して有する工事請負代金債権について、市の承諾を得て債権譲渡先に譲渡担保として提供し、工事の出来高の範囲内で融資を受けることができる制度です。

(2) 地域建設業経営強化融資制度

市発注工事を受注・施行している中小・中堅建設企業が、市に対して有する工事請負代金債権について、市の承諾を得て債権譲渡先に譲渡担保として提供し、工事未完成部分相応額を含め融資を受けることができる制度です。

2 対象となる建設業者

原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の中小・中堅元請建設業者

3 対象工事

(1) 下請セーフティネット債務保証事業

① 前払金を受けていない工事又は前払金を受けている場合は、当該工事の出来形が既に支払った前払金額（中間前払金の支払を受けている場合は、当該中間前払金額を加算した金額）以上である工事若しくは工事請負契約書第32条第2項の検査（以下「完成検査」という。）に合格した工事

② 債務負担行為、継続費及び歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事にあつては、次のア又はイのいずれかに該当する工事

ア 債務負担行為及び継続費に係る工事にあつては、上記①「出来高」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額に対する出来高」と読み替えて適用します。ただし、次年度以降は会計年度毎に前会計年度の出来高予定額以上の出来高であることを要件とします。

イ 前年度から繰り越された工事であつて、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

③ 履行保証を付したもののうち、市が役務的保証を必要としない工事

④ 受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な事由がない工事

(2) 地域建設業経営強化融資制度

① 前払金の支払を受けた工事で、当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる工事

② 債務負担行為、継続費及び歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事にあつては、次のア又はイのいずれかに該当する工事

ア 債務負担行為及び継続費に係る工事にあつては、上記①「出来高」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額に対する出来高」と読み替えて適用します。ただし、次年度以降は会計年度毎に前会計年度の出来高予定額以上の出来高であることを要件とします。

イ 前年度から繰り越された工事であつて、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

③ 履行保証を付したもののうち、市が役務的保証を必要としない工事

④ 受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な事由がない工事

4 債権譲渡先

① 長崎県建設工業協同組合

② 対馬建設業協同組合

③ 株式会社建設総合サービス

5 適用年月日

平成22年1月4日

(ただし、地域建設業経営強化融資制度に係る適用については令和8年3月末日までの間とする。)